



登記相談の予約制について



- * 釧路地方法務局では、登記申請をされるお客様のために、登記申請書の書き方や必要な書類等の説明の登記相談を実施しています。
- * お客様の待ち時間を少なくし、より効率的な行政サービスができるよう、登記相談には**予約制**を導入しています。
- * そのため、登記相談をご希望されるお客様は、事前に電話又は窓口で予約をお願いします。
- * その他登記相談に当たっての留意事項は、次ページを参照願います。

	相談日・相談時間（祝日・年末年始を除く）	電話番号
本局	月～金 9:30～16:30 (正午から午後1時までを除く)	0154-31-5021
帯広支局	月～金 9:30～16:30 (正午から午後1時までを除く)	0155-24-5837
北見支局	月～金 9:00～16:30 (正午から午後1時までを除く)	0157-23-6160
根室支局	月水金 9:30～16:30 (11:30から14:00までを除く)	0153-23-4874
中標津出張所	火水木 9:30～16:30 (正午から午後1時までを除く)	0153-73-1212

釧路地方法務局

登記相談をご予約されるお客様へ

1. 1回の相談時間は**30分以内**とさせていただきます。
2. 相談の際には、関係する書類(権利証や会社の定款,登記事項証明書等)をご持参ください。
3. 相談では、登記申請書の書き方や申請に必要な書類等についての説明を行います。法律相談や個別の契約内容,将来の行為などのご自身で判断すべき事項の相談はお受けできません。
4. 登記申請書や添付書類は、お客様ご自身で作成していただきます。相談の担当者がこれらの書類を作成することはできません。申請書の様式は、法務局のホームページ(<http://houmukyoku.moj.go.jp>)を参考にしてください。
5. 相談は、登記申請書の「事前審査」ではありません。登記申請書受付後に、登記官が申請書の審査を行い、その結果,申請書の訂正や添付書類の追加提出が必要となる場合があります。
6. 登記を完了させるまでに、複数回来庁していただく場合もあります。時間の制約等があるお客様は、司法書士,土地家屋調査士に依頼されることをお勧めします。
7. 相談の予約時間に遅れた場合でも、終了時間は変わりません。相談の予約をキャンセルされる場合は、あらかじめご連絡をお願いします。
8. 相談は、申請人本人又はその親族(会社等は自社)に限らせていただきます。
9. 相談は、最寄りの法務局でお受けすることができます(釧路地方法務局以外の法務局で相談を希望される場合は、相談可能時間等の詳細について最寄りの法務局にご確認をお願いします。)
10. 司法書士,土地家屋調査士の資格を持たない者が、反復継続して登記申請書を作成,提出することは、法律で禁じられていますので、ご注意ください。

釧路地方法務局

